許可番号 第03301000192号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
名　　称　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第１項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事　伊原木　隆太

許 可 の 年 月 日　　令和８年６月11日

許可の有効年月日　　令和15年５月31日

複写禁止

１．事業の範囲
(1) 積替え又は保管の有無　無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類　裏面別表のとおり　７種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
平成４年６月１日　新規許可
令和８年６月11日　更新許可

５．積替え許可の有無
無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
無

別表

松田産業株式会社

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
		取り扱う品目	限定がある場合その内容	取り扱う品目	限定がある場合その内容
1	燃え殻	―		―	
2	汚泥	○		―	
3	廃油	○		―	
4	廃酸	○		―	
5	廃アルカリ	○		―	
6	廃プラスチック類	○		―	
	自動車等破砕物	―		―	
7	紙くず	―		―	
8	木くず	―		―	
9	繊維くず	―		―	
10	動植物性残さ	―		―	
11	動物系固形不要物	―		―	
12	ゴムくず	―		―	
13	金属くず	○		―	
	自動車等破砕物	―		―	
14	ガラスくず等	○		―	
	自動車等破砕物	―		―	
15	鉱さい	―		―	
16	がれき類	―		―	
17	動物のふん尿	―		―	
18	動物の死体	―		―	
19	ばいじん	―		―	
20	産業廃棄物処理物	―		―	
21	輸入廃棄物	―		―	

複写禁止

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	―
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	―
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	―

（備考）・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「―」は取り扱うことができないものを示す。
・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第03351000192号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
名　　称　松田産業株式会社
　　代表取締役　松田　芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事　伊原木　隆太

許 可 の 年 月 日　令和５年２月８日

許可の有効年月日　令和12年１月28日

複写禁止

１．事業の範囲
(1) 積替え又は保管の有無　無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類　裏面別表のとおり　５種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
平成８年１月29日　新規許可
令和５年２月８日　更新許可

５．積替え許可の有無
無

６．規則第10条の12第２項において準用する規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
無

別表

松田産業株式会社

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

複写禁止

特別管理産業廃棄物の種類		取り扱う廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
		取り扱う品目	限定がある場合その内容	取り扱う品目	限定がある場合その内容
1	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○		－	
2	廃酸（pH2.0以下のもの）	○		－	
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○		－	
4	感染性産業廃棄物	－		－	
5	廃ＰＣＢ等	－		－	
6	ＰＣＢ汚染物	－		－	
7	ＰＣＢ処理物	－		－	
8	廃水銀等	○		－	
9	廃石綿等	－		－	
10	廃ＰＣＢ等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物				

廃棄物の種類	取り扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容（有害物質に係る限定は右表による）	水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ＰＣＢ	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1，2―ジクロロエタン	1，1―ジクロロエチレン	シス―1，2―ジクロロエチレン	1，1，1―トリクロロエタン	1，1，2―トリクロロエタン	1，3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1，4―ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻	－	－				－	－		－	－																	－		
汚泥	○	－		○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
廃油	○	－											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	
廃酸	○	－		○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
廃アルカリ	○	－		○	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
鉱さい	－	－		－	－	－	－		－	－																	－		
ばいじん	－	－		－	－	－	－		－	－																	－	－	－

（備考）・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「－」は取扱うことができないものを示す。
・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。